

<p>島根労働局発表 平成28年4月27日</p>	<p>担当 島根労働局 職業安定部職業安定課 課長 菖蒲 宏 TEL 0852-20-7016</p>	<p>島根県 商工労働部雇用政策課 調整監 原 圭子 TEL 0852-22-6560</p>
-------------------------------	---	---

平成28年度 雇用施策実施方針について

島根労働局（局長：浅野^{あさの}茂充^{しげみつ}）は、雇用対策法第31条及び同法施行規則第13条第1項の規定に基づき、平成28年度の「雇用施策実施方針」を策定しました。

この実施方針は、島根労働局が実施する職業指導及び職業紹介の事業等と島根県が講ずる雇用に関する施策とが密接な連携のもと、円滑かつ効率的に実施されるよう島根県と協議のうえ策定しております。

島根労働局は島根県と連携を図り、一体的・機動的な雇用対策を推進していきます。

主なポイント

○課題と新たな取組

若者の県内就職の促進、早期離職の防止、女性の活躍推進、高齢者、障害者の就労支援、島根県との雇用失業情報の共有などの従来から引き続き取り組んでいく施策に加え、次のような新たな課題について追加あるいは拡充しました。

- ・若者をはじめ正規雇用化の促進、非正規雇用労働者の正社員転換等
- ・「働き方改革の実現」における働き方・休み方の見直しの取組の促進
- ・公共訓練と求職者支援訓練の一体的計画の策定

《取組の具体例》

・若者の活躍推進

若者応援宣言企業、ユースエール認定企業、「くるみん」認定企業、「いきいき雇用賞」を対象とした企業説明会・面接会等による就職、採用支援

・女性の活躍推進

平成28年4月1日から義務付けられる女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等について周知・啓発

男性が育児に積極的に参加できる職場環境整備づくり

・高齢者、障害者の活躍促進・就業環境整備

平成28年4月1日から施行される「改正障害者雇用促進法」について、雇用分野における障害者の差別禁止及び合理的配慮の提供義務に関する周知等

・働き方改革の実現

長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の積極的な周知広報

○島根労働局は、地域創生に向けた取組み等島根県との一体的な雇用対策により成長分野・人材不足分野等における人材確保対策等の総合的推進を図るため、島根県との雇用対策協定の締結を進めます。

※雇用対策法 31 条

国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

※雇用対策法施行規則第 13 条第 1 項

都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。